

クレジット決済代行サービス利用規約

第1条 適用関係

本クレジット決済代行サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、会員がクレジット決済代行サービスを利用する場合に、PAY-CHORUS 利用規約（本規約とあわせ、「本規約等」といいます。）とともに適用されるものとします。PAY-CHORUS 利用規約で定める定義は、本規約にも適用されるものとし、PAY-CHORUS 利用規約と本規約の内容が相反する場合、本規約の内容が優先して適用されます。

第2条 クレジット決済代行サービスの内容

当社は、本規約等で特段の定めがある場合を除き、会員に対し、クレジット決済代行サービスとして、決済会社との取引に関する以下の各号に定めるサービスの全部又は一部を提供するものとします。ただし、提供されるサービスは、会員が選択した決済手段に限るものとします。

- (1) 決済手段の利用申込に関するサービス
- (2) 決済手段の利用に関する契約（当該契約に付帯して現在及び将来締結される契約を含みます。）の締結及びこれに付随する合意に関するサービス
- (3) 決済会社に対する各種申請、届出及び報告に関するサービス
- (4) 決済代金に関する売上請求（債権譲渡が必要となる場合には、債権譲渡を含むものとします。）、売上承認及び売上取消等に関するサービス
- (5) 決済代金に関する債権譲渡及び立替払い等に関するサービス
- (6) 決済代金に関する債権買戻及び支払取消し又は留保等に関するサービス
- (7) 会員が決済会社から受領すべき金銭の代理受領に関するサービス
- (8) 決済会社からの問い合わせ及び決済会社への問い合わせ対応に関するサービス
- (9) その他、決済手段の利用に関して、決済会社と当社との合意において当社が代行すべきとされる一切のサービス

第3条 遵守事項

会員は、クレジット決済代行サービスの利用にあたり、以下の各号に定める事項を遵守するものとします。

- (1) いかなる場合も、取引の2日以内に当該取引を決済会社に提出すること
- (2) クレジット決済代行サービスを利用してコンテンツ等を販売するウェブサイトの URL その他の取扱場所、取扱商品等、利用する決済システムに関する情報その他当社又は決済会社所定の情報を当社所定の方法によりあらかじめ当社に届け出ること（別途当社が提供する個別サービスを利用して構築した Web サイト上でコンテンツ等を販売す

る場合を除きます。)。これらを追加、変更又は廃止する場合も同様とし、当社又は決済会社の承諾が必要な場合には、その承諾を得ること

第4条 包括代理権等

会員は、当社に対し、次の各号に定める事項を、当社が会員の代理人として決済会社及びこれに準ずるクレジット決済代行サービスを提供するために必要な会社との間で包括的に代理する権限を付与するものとします。会員は、当該代理権の付与を撤回することはできないものとします。

- (1) 会員が決済会社から決済手段の提供を受けるために必要となる契約（当該契約に付帯して現在及び将来締結される契約を含みます。）の締結及びこれに付随する合意に関する一切の行為
- (2) 決済手段に係るシステムの構築及び維持
- (3) 決済会社に対する各種申請、届出及び報告並びに情報連携等に関する業務
- (4) 決済会社への売上請求、売上承認及び売上取消等に関する業務
- (5) 決済代金に関する債権譲渡及び立替払いに関する事項
- (6) 決済代金に関する債権買戻及び支払取消又は留保等に関する事項
- (7) 決済会社から受領すべき金銭等の受領
- (8) 決済会社からの問い合わせ及び決済会社への問い合わせ対応に関する業務
- (9) 決済会社からの通知及び送付書類等の受領
- (10) 決済手段に係る料金の支払
- (11) 決済会社が購入者に対して請求するために必要な一切の手続きを行う業務
- (12) 上記業務に付随する一切の業務
- (13) その他、会員及び当社で合意し、決済会社が承認した業務

第5条 決済会社の追加

1. 当社は、決済会社の一部又は全部を変更又は追加することができるものとし、会員は、決済会社の変更又は追加に際し、当社がその手続き上必要とする書類その他の提出を求めた場合は、それに応ずるものとします。
2. 当社は、同一のクレジットカードのブランド（以下「カードブランド」といいます。）を取扱う決済会社の一部又は全部を変更又は追加することができるものとし、会員は、決済会社の変更又は追加に際し、当社が必要とする書類その他の提出を求めた場合は、それに応ずるものとします。また、会員が同一のカードブランドのクレジットカードを取り扱う複数の決済会社のカード加盟店となった場合、当該カードブランドに関する最終仕向け先決済会社の決定は、当社の任意で行えるものとします。

第6条 売上承認の取得

会員は、コンテンツ等の販売又は提供の申込を購入者から受け付けたときは、当社所定の方法により、当社を代理人として、その全件について決済会社の売上承認を受けるものとします。決済会社の売上承認を得ないで通信販売を行った場合、当社及び決済会社は、代金等について一切の責任を負わないものとします。

第7条 本人確認

1. 会員は、コンテンツ等の販売又は提供の申込の受付を行う場合、割賦販売法に定める基準（一般社団法人日本クレジット協会の定めるクレジットカード・セキュリティガイドライン（以下「クレジットカード・セキュリティガイドライン」といいます。）に定める内容を含みます。）に従い、善良な管理者の注意をもって以下の各号に掲げる事項、有効なクレジットカードによる申込であること及び当該購入者がクレジットカードの名義人であること並びにカード情報の不正利用に該当しないこと等の確認を行うものとします。

(1) 通知されたカード情報の有効性

(2) 通信販売がなりすましその他のカード情報の不正利用に該当しないこと

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法又は態様による措置がクレジットカード・セキュリティガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、会員はこれに応ずるものとします。
3. 会員は、クレジットカードが不正に利用された場合には、直ちに当社に通知し、当社の指示に従うものとします。
4. 会員が、クレジットカードの名義人以外の者を正当にクレジットカードを保有している者と誤認して販売又は提供を行ったことにより生ずる紛争については、すべて会員がその責任と費用において解決するものとし、当社及び決済会社は一切責任を負わないものとします。

第8条 売上情報

1. 会員は、コンテンツ等を発送又は提供したときは、当社が決済会社に提出する売上票又は売上請求データ等の売上情報を、当社所定の方法により、当社に提出するものとします。
2. 会員は、前項の売上情報を提出するに際し、コンテンツ等を購入者に発送又は提供した日を売上日とするものとします。

3. 会員は、本条第1項の売上情報の提出にあたり、次の事項を行ってはならないものとします。
 - (1) 現金の立替又は過去の売掛金の回収等、当該通信販売によって発生した売上情報以外の売上情報を記録すること
 - (2) 売上データを訂正すること
 - (3) 1回の取引について、複数の取引に分割して売上情報を提出すること
 - (4) 事実と異なる期日や架空又は水増しした代金等を記録する等の不実又は不正の売上情報を提出すること

第9条 売上請求

1. 当社が前条第1項に基づく売上情報を決済会社宛に送付し、当該売上情報が当社から決済会社に到着したときに、会員から決済会社に対して、当該売上情報に係る代金等の売上請求がなされたものとします。
2. 会員は、会員が前条第1項に基づく売上情報を、当社の別途定める期限内に決済会社に到着するよう当社に提出しなかったときは、決済会社が当該代金等の売上請求を拒否できること、及び当社が売上情報を決済会社に提出する義務を負わないことを承認するものとし、その場合、当該代金等の回収について当社及び決済会社は責任を負わないものとします。

第10条 定期取引

1. 会員は、購入者のクレジットカードに対して定期的に課金を行う取引（以下「定期取引」といいます。）を行う場合、あらかじめ、当該購入者から、定期取引の金額及びその固定又は可変の別、定期取引が当該購入者のクレジットカードに請求される日付及びその固定又は可変の別、当該購入者との全ての連絡のための通信方法並びに当該購入者がいつでも定期取引の承認を取り消すことができる旨を定めた書面による事前の承認（以下「定期取引の承認」といいます。）を取得しなければならないものとします。
2. 会員は、定期取引を行う場合には事前に当社の承諾を得るものとします。
3. 会員は、定期取引の承認を取得した場合には、定期取引の承認の日から2営業日以内に、合意した通信方法により、当該購入者に対し、定期取引の承認が成立した旨を確認するものとします。
4. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、定期取引の決済が当該購入者のクレジットカードに請求される日の7営業日前までに、合意した通信方法により、当該購入者に対し、その旨を通知するものとします。
 - (1) 定期取引の決済額が変更される場合

- (2) 定期取引の決済日が変更される場合
 - (3) 前回の定期取引の決済から 6 か月以上が経過している場合
 - (4) 試用期間、新規オファー又はプロモーションが終了する場合
5. 会員は、定期取引の承認が失効した場合、又は購入者が定期取引の承認を取り消す旨を会員に通知した場合には、当該定期取引の承認に基づく取引を行い、又は行おうとしてはならないものとします。
6. 会員は、各定期取引の承認を、これに基づく最終の取引が行われた日から 18 か月間、安全かつ確実に保存し、当社又は決済会社の請求があるときは、速やかにこれを提出するものとします。

第 11 条 保証等の要求

会員は、会員の信用能力に重大な影響を及ぼす事由又は会員によるクレジット決済代行サービスの利用に支障を生じる事由が生じたときは、決済会社が、書面による通知から 30 日以内に、会員が負う債務の履行を担保するために、保証、金銭その他の担保を提出するよう求める場合があることに同意するものとします。当該担保の提供に係る費用は、決済会社と別段の合意がなされた場合を除き、会員の負担とします。

第 12 条 決済会社の免責

クレジット決済代行サービスに関して決済会社が会員に対する損害賠償義務を負う場合、決済会社の責任は、過去 24 か月間に、当該会員によるクレジット決済代行サービスの利用に関して決済会社が受領した利用手数料（決済会社が負担したシステム使用料その他の手数料相当額を除く。）の合計額を上限とするものとします。

第 13 条 割賦販売に関する紛議

1. 会員は、購入者が決済会社に対し、割賦販売法第 30 条の 4 又は第 30 条の 5 に基づく支払停止の抗弁を申し出た場合は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。
2. 前項の支払い停止の抗弁の主張が決済会社による代金等の支払いより前になされた場合は、決済会社は、当該抗弁の事由が解消されない限り、代金等の支払を留保又は拒絶することができ、決済会社による代金等の支払い後の場合は、会員は決済会社から請求があり次第、当社を通じて代金等を遅滞なく返却するものとします。

第 14 条 税金の取扱い

決済会社と会員が共同して消費税その他の税金を支払う義務を負う場合、会員は、決済会社がその裁量により当該税金を支払う場合があることに同意するものとします。この場

合、会員は、当該支払の通知から7営業日以内に決済会社が指定する方法で決済会社が負担した金銭を支払い、又は、決済会社が、会員に対して有する債権から当該負担金額を相殺することに同意するものとします。

第15条 信用情報機関等への照会等

1. 会員は、決済会社が、他の決済会社や金融機関並びに決済会社が加盟する信用情報機関等（以下、これらの会社、機関等を「信用情報機関等」といいます。）から会員に関する情報を入手し、加盟申し込み時における審査、管理に関する業務、加盟以後の適格性についての再審査を行う際に、この情報を使用することにあらかじめ同意するものとします。
2. 会員は、取引により生じた客観的な取引事実に基づく信用情報が信用情報機関等に登録されること、及びこれらの信用情報機関等が自己の取引上の判断のため、この情報を利用することにあらかじめ同意するものとします。

第16条 事故時の対応

1. 会員の保有するカード情報につき漏洩、目的外利用、滅失若しくは毀損（以下本条において「漏洩等」といいます。）が発生し又はそのおそれが生じた場合には、会員は遅滞なく以下の措置をとらなければならないものとします。
 - (1) 漏洩等の有無を調査すること。
 - (2) 前号の調査の結果、漏洩等が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏洩等の対象となったカード情報の特定を含みます。）その他の事実関係及び発生原因を調査すること。
 - (3) 上記の調査期間を踏まえて、二次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
 - (4) 漏洩等の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し又は影響を受ける購入者に対してその旨を通知すること。
2. 前項柱書に定める場合であって、漏洩等の対象となるカード情報の範囲が拡大するおそれがあるときには、会員は直ちにカード情報その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置（漏洩等の事実及び必要な措置の内容を公表することを含みます。）を計画し、当社及び決済会社の承認を得たうえで、実施しなければならないものとします。この場合、会員は、必要な措置の実施状況について、当社及び決済会社に報告するものとします。
3. 会員は、第1項柱書に定める場合には、直ちにその旨を当社及び決済会社に対して報告するとともに、遅滞なく、第1項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなけ

ればならないものとし、当社又は決済会社から指示がある場合にはこれに従うものとします。

- (1) 第1項第1号及び第2号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
 - (2) 第1項第1号及び第2号の調査につき、その途中経過及び方法
 - (3) 第1項第3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
 - (4) 第1項第4号に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容
 - (5) 前各号のほかこれらに関連する事項であって当社が求める事項
4. 会員の保有するカード情報につき漏洩等が発生した場合であって、会員が遅滞なく第1項第4号の措置をとらない場合又は決済会社が必要と認める場合には、当社及び決済会社は、事前に会員の同意を得ることなく、自らその事実を公表し又は漏洩等が発生したカード情報に係る購入者に対して通知することができるものとします。
 5. 会員は、第1項第1号及び第2号に定める事項について、当社又は決済会社が必要な調査を行う場合には、これに協力するものとします。この場合、当社又は決済会社が求めたときは、会員は、会員の費用負担で、第1項第1号及び第2号に定める事項について、当社又は決済会社が指定する方法（デジタルフォレンジックによる調査及び当社又は決済会社が指定する第三者による調査を含みます。）で、詳細に調査するものとします。

第17条 カード情報の保有及びPCI DSSの遵守

1. 購入者は当社所定の決済会社にカード情報を直接入力するものとし、当社は、購入者のカード情報を一切保有しないものとします。
2. 会員は、PCI DSS及びクレジットカード・セキュリティガイドラインに掲げられた措置を実施し、その他当社又は決済会社の定める情報セキュリティ基準を充たした場合に、当社又は決済会社が指定した場合及び売上票を作成してから破棄するまでの間一時的に保管する場合を除き、カード情報を一切保有してはならないものとします。但し、技術の発展、社会環境の変化、クレジットカード・セキュリティガイドラインの改定その他の事由により、カード情報の漏洩等の防止のために特に必要があると当社又は決済会社が認めるときには、当社又は決済会社は、会員がカード情報を保有することを禁止し、又は実施する措置の方法若しくは態様の変更を求めることができ、会員はこれに応じるものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、会員は、カード情報のうち、磁気ストライプのデータ、暗証番号及びセキュリティコードを一切保有してはならないものとします。

第18条 当社が負担した金銭等の償還

1. 会員の行為、不作為、取引、決済会社規約等への違反又は会員が当社若しくは決済会社に提供した情報、資料若しくはデータに起因して、当社が決済会社、カード会社その他の第三者に対し、損害賠償、立替払金その他の金銭の返還、違約金、反則金、調査費用その他の金銭を支払い、又は債務を負担した場合、会員は、当社の責めに帰すべき事由により生じた部分を除き、当社が負担した金額及び当社に生じた損害を当社に支払うものとします。
2. 当社は、前項に基づく会員の債務その他クレジット決済代行サービスに関連して会員が当社に対して負担する債務を、当社が会員に対して負担する代金等その他一切の債務と対当額で相殺し、又は当該債務の額に相当する金額の支払いを合理的に必要な範囲で留保することができるものとします。

決済会社規約等

決済会社名	規約名及び掲出場所
Worldpay 株式会社	Worldpay PayFac Merchant Agreement (Japan) ※Current version https://www.worldpay.com/en/legal/japan-payfac-merchant-agreement
株式会社ジェーシービー	JCB 通信販売加盟店規約 https://www.jcb.co.jp/kiyaku/pdf/tushin_kameiten0705_03.pdf
	店子加盟店特約（店頭通販共通） https://www.jcb.co.jp/kiyaku/pdf/tanako_kameiten.pdf

※「決済会社名」欄に代表的な1社の商号のみを記載している場合があります。

以上

附則

2026年6月1日制定・施行